

2021年4月15日

各位

九州植物検疫協会

中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関し、昨年9月4日から、*Acidovorax avenae subsp. citrulli* (Aac)、*Potato spindle tuber viroid* (PSTVd)、*Pepino mosaic virus* (PepMV)、同年11月11日から、*Maize chlorotic mottle virus*(MCMV)、*Tomato brown rugose fruit virus*(ToBRFV)、*Zucchini green mottle mosaic virus*(ZGMMV)の宿主種子に対して、中国側で植物検疫措置が適切に実施されているかについて、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認する旨をお知らせしたところです。

今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行(本年4月28日予定)により、新たに精密検定を要求する *Broad bean stain virus*(BBSV)及 *Tomato mottle mosaic virus*(ToMMV)の宿主種子についても、同日以降、現在実施している緊急の暫定措置に加え、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認する旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、これまでにお知らせした6種の検疫有害植物の宿主種子についても、暫定措置が継続されていることを申し添えます。

【新たなる実施される暫定措置】

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として中国から輸入される、規則別表二の二の三十九項、三十六項及び四十一項に掲げる植物の種子 (https://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/pdf/7ji_setsumei.pdf)

2 対応を行う期間

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行日（令和3年4月28日予定）から当面の間

3 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害動植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害動植物	検定数量
<i>Broad bean stain virus</i>	100粒
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	400粒